

第55号議案

品川区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成30年6月28日

品川区長 濱 野 健

品川区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

品川区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例（平成14年品川区条例第39号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「建築物の外壁もしくはこれに代わる柱または」を削り、「ものの面」の次に「または軒、ひさし、出窓、バルコニー、ベランダ、テラスその他これらに類する建築物の各部分を含む」を加える。

別表第1地区整備計画、再開発地区整備計画および防災街区整備地区整備計画の部に次のように加える。

戸越・豊町地区地区整備計画	都市計画法第20条第1項の規定により告示された戸越・豊町地区地区計画（平成30年品川区告示第109号）の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
---------------	--

別表第2に次のように加える。

戸越・豊町地区地区整備計画	A地区、B地区およびC地区					60平方メートル。ただし、公共施設	計画図3に示す壁面の位置の制限を定め	生垣、透視可能なフェンスまたは採光お
---------------	---------------	--	--	--	--	-------------------	--------------------	--------------------

通配したな
 風慮軽量フェンス（道路施設含む。）
 よびこの項に同じ。）に面する部分に限る。ただし、道路の幅員が6メートル以下のブロック塀その他のものによる道路の幅員不足を防止する目的を以て、高さ2メートル以下のブロック塀その他のものについては、

部分については、建築物の外壁またはこれに代わる面および軒、ひさし、出窓、バルコニー、ベランダその他これらに類する建築物の各部分から道路中心線の距離は、3メートルとする。

（地区を
 施設含む。この項において同じ。）の整備により60平方メートル未満の土地および公共施設の整備に伴い代替地と譲渡された60平方メートル未満の土地については、限らない。

										りでない。	
	D地区								250 平方メ ートル	計画図3に示す壁面の位置の制限を定める部分については、建築物の外壁またはこれに代わる面柱から道路境界線または隣地境界線までの距離は、4メートルとする。	生垣、透視可能なフェンスまたは采光よび風に慮した軽量フェンス（道路（地区施設含む）の下項に同じ。）に面する部分に限る。ただし、道路の高さが6メートル以下のブロック塀その他これに類するものよび道路に柱または門柱は接する長さが1.2メートル以下であつ、かつ、高さが2メートル以下の

										ロック 塀その他に 類するもの にあつては、 この限りで ない。
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説明) 戸越・豊町地区地区整備計画の区域となった地区について、建築物の敷地、壁面の位置等に関する制限を定める必要がある。